

高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構の給付型奨学金）への対応について

2020年4月から開始された修学支援新制度（文部科学省ホームページ参照）について、関東学園大学は、支援措置の対象となる機関に認定されました。

日本学生支援機構の給付型奨学金を申請した受験生または大学入学後4月に申請予定の受験生は、下記の要領で手続きをしてください。

1. 対象者

日本学生支援機構の給付型奨学金を申請した受験生または大学入学後4月に申請予定の受験生。ただし、関東学園大学の入学試験に合格した受験生が対象となります。

2. 措置内容

別紙「修学支援新制度に関する入学金・授業料納付猶予申請書（以下「様式1」）」提出により、入学金・授業料納入金の納入を猶予します。

「様式1」と「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（以下「A様式1」「別紙1」「別紙2」※3）提出後、大学からの減免後の入学金・授業料納入金を通知します。指定する期日までに納入してください。

3. 手続方法・申請書類

提出書類	提出期限等	同封書類
様式1	各入試における手続期限の1週間後まで※1（必着）。郵送可	予約採用の採用候補者決定通知書（写し）JASSO（日本学生支援機構）発行※2
A様式1、別紙1、別紙2※3	3月15日～3月31日まで	A様式1、別紙1、別紙2に記載してある書類

※1：手続期限3月末の入試に関しては、3月31日までに提出

※2：申請中または申請予定の場合、様式1内の在籍する教育機関（高等学校等）の証明で可

※3：該当者のみ提出

4. 注意点

以下①、②の場合は、指定金額を指定日時までに納入してください。

① 入学辞退の場合は入学金を納入

② 入学後、本人の責により減免許が取得できなかった場合は、入学金・授業料を納入

7. 問い合わせ先

関東学園大学 学生支援センター（担当窓口：平日9:00～17:00）

〒373-8515 群馬県太田市藤阿久町200番地 TEL：0276-32-7800